

令和7年度小金井市介護事業所等物価高騰対策事業継続支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格や電気・ガス・食料費を含む物価高騰（以下「物価高騰」という。）の影響を受けている介護その他のサービスを提供する事業者（以下「介護事業所等」という。）に対し支援金を交付することにより、物価高騰による介護事業所等への影響を軽減するとともに、利用者負担の増加を防ぎ、もって高齢者福祉及び障がい福祉の向上に資することを目的とする。

(交付対象介護事業所等)

第2条 小金井市介護事業所等物価高騰対策事業継続支援金（以下「支援金」という。）の交付対象は、次の各号のいずれにも該当する法人（以下「対象法人」という。）とする。

- (1) 令和8年1月1日（以下「基準日」という。）時点において、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の規定に基づき設置されている別表第1又は別表第2に掲げる小金井市内に所在する介護事業所等を運営する法人であること。ただし、法第71条の規定により指定があったものとみなされる保険医療機関を除く。
- (2) 基準日において、前号に掲げる介護事業所等を休止していない法人であること。ただし、運営している介護事業所等の一部を休止している法人を除く。

(支援金の交付額等)

第3条 支援金の交付額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第25号）第6条第1項の規定により指定管理者として指定された者が行う同条例第10条に規定する管理の業務及び小金井市から委託を受けた事業には、支援金を交付しない。

(支援金の交付申請)

第4条 対象法人が支援金の交付を受けようとするときは、別表第1介護区分の欄に掲げる区分又は別表第2障がい区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ小金井市介護事業所等物価高騰対策事業継続支援金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容を審査し、支援金の交付を適當と認めるときは、速やかに支援金の交付の決定を行い、小金井市介護事業所等物価高騰対策事業継続支援金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、支援金を交付しないことと決定したときは、小金井市介護事業所等物価高騰対策事業継続支援金不交付決定通知書（様式第3号）により対象法人に通知する。

2 市長は、支援金の交付の決定に当たって、支援金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（支援金の請求）

第6条 決定通知書による通知を受けた介護事業所等（以下「交付決定者」という。）は、市長が別に定める期日までに支援金の交付を請求するものとする。

（支援金の交付）

第7条 市長は、前条の規定による支援金の交付の請求を受けたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

（支援金交付決定の取消し等）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定又は支援金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めたとき。

（支援金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、市長が別に定める期限までに、当該支援金の返還を命ずることができる。

（書類の整備等）

第10条 交付決定者は、支援金に係る関係書類を整備し、支援金の交付の決定に係る会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則
(施行期日)

- この要綱は、令和8年2月5日から施行し、同年1月1日から適用する。
(有効期限)
- この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条から第11条までの規定については、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1 (第2条ー第4条関係)

介護区分	サービス種別	基準額
訪問系サービス事業所	<p>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、介護予防支援その他市長が特に適当と認めるもの</p> <p>※各介護予防サービスを含むとともに、「訪問介護」には介護予防・日常生活支援総合事業における「訪問型サービス」の指定を受けたものを含む。ただし、介護予防サービス及び訪問型サービスにおいては、当該サービスのみを提供している事業所のみを交付対象とする。</p> <p>※複数のサービスに係る事務を同一の事業所（同一の空間において当該複数のサービスに係る事務を行っている事業所。事業所番号が同一でないものを含む。）で行っている場合には、一のサービスを提供している事業所とみなす。</p>	1事業所当たり 54,300円
通所系サービス事業所	<p>通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護その他市長が特に適当と認めるもの</p> <p>※各介護予防サービスを含むとともに、「通所介護」には介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型サービス」の指定を受けたものを含む。ただし、介護予防サービス及び通所型サービスにおいては、当該サービスのみを提供している事業所のみを交付対象とする。</p>	26,700円 に市長が別に定める算定方法により算出した通所者数を乗じた額
入所系サービス事業所	短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設その他市長が特に適当と認めるもの	48,600円 に基準日における入所者数を乗じた額

別表第2 (第2条ー第4条関係)

障がい区分	サービス種別	基準額
訪問系サービス事業所	<p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援その他市長が特に適当と認めるもの</p> <p>※複数のサービスに係る事務を同一の事業所（同一の空間において当該複数のサービスに係る事務を行っている事業所。事業所番号が同一でないものを含む。）で行っている場合には、一のサービスを提供している事業所とみなす。</p>	1事業所当たり 54,100円
通所系サービス事業所	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービスその他市長が特に適当と認めるもの	34,100円 に市長が別に定める算定方法により算出した通所者数を乗じた額
入所系サービス事業所	短期入所、共同生活援助その他市長が特に適当と認めるもの	33,500円 に基準日における入所者数を乗じた額